

テントを設けて飲食店営業をされる方へ (仮設飲食店営業・臨時飲食店営業)

目次

- 1 仮設・臨時飲食店営業とは
- 2 提供できる食品の条件
- 3 必要な衛生管理
- 4 出店までの流れ
- 5 許可申請時に必要なもの
- 6 Q&A
- 7 問い合わせ先

I 仮設・臨時飲食店営業

テントなど簡易な施設を設けて飲食店営業をする方は、仮設又は臨時飲食店営業の許可を取得する必要があります。

仮設と臨時では、提供できる食品の条件や施設基準に違いはありません。

イベントなどで一時的に出店する移動営業のために、条件を付すことで特別に施設基準が緩和されている許可です。

同一の場所で継続して営業する場合は、仮設飲食店営業ではなく固定施設の許可が必要です。

仮設飲食店営業

許可の期間：5年間

手数料：8,000円

許可を取得すれば、5年間は許可の申請が不要です。

臨時飲食店営業

許可の期間：1イベントの間（1週間を超えない程度）

手数料：3,500円

イベントごとに許可の申請が必要です。

2 提供できる食品の条件

許可の種類は、飲食店営業のみです。

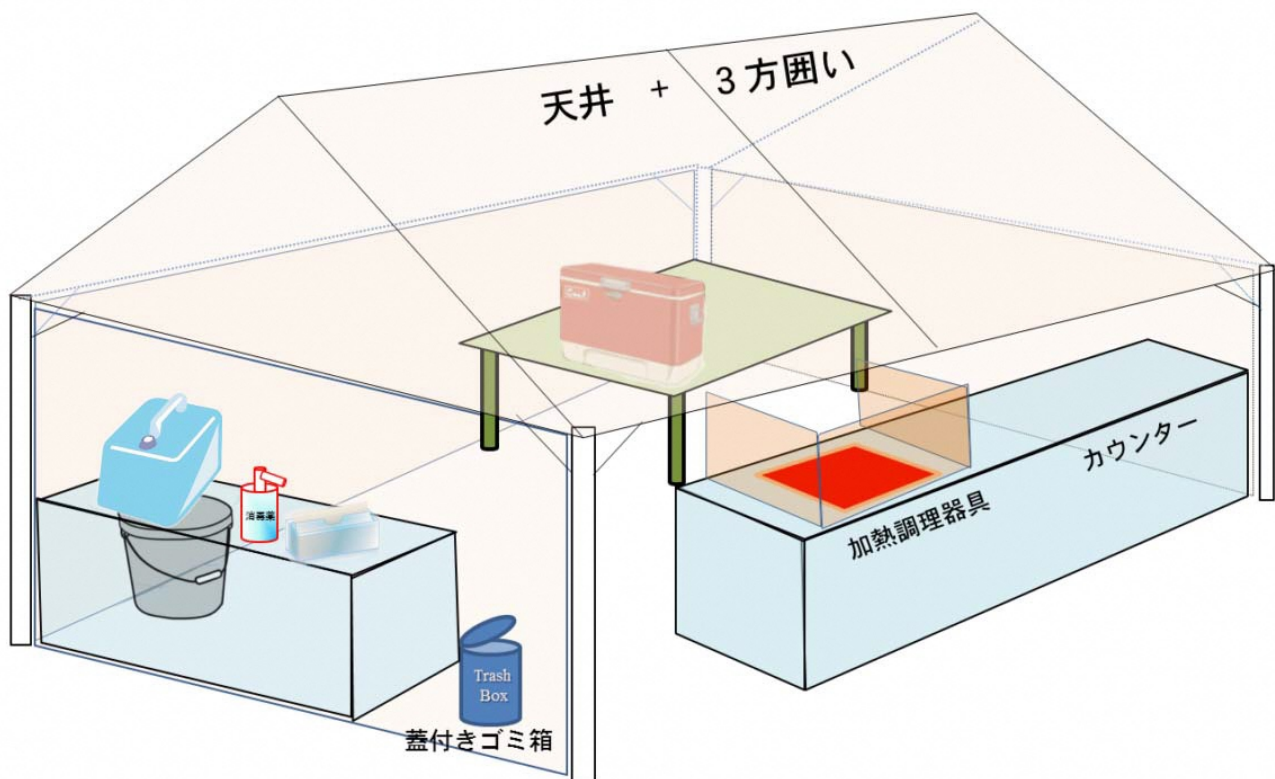
取扱品目については、許可申請の際に保健福祉事務所にご相談ください。

許可の条件(例)	主な取扱品目
供食前十分加熱処理された物に限る	・めん類(うどん、ラーメン) ・ご飯類(おこわ、焼飯、カレー、白ご飯) ・煮物類(おでん、みそ汁) ・焼物類(お好み焼、焼きそば、たこ焼、イカ焼、ホットドック、ハンバーグ、餃子) ・揚げ物類(フレンチドック、フライドポテト) ・菓子類(回転焼、鯛焼、メロンパン) ・蒸物類(しゅうまい、肉まん) ・レトルト類 ・ディッシャーによるアイスクリーム類、削氷、ソフトクリーム
既製食品に限る	
ソフトクリームに限る	

おにぎりなど特に衛生上危惧される品目は認められません。

3 必要な衛生管理

施設について

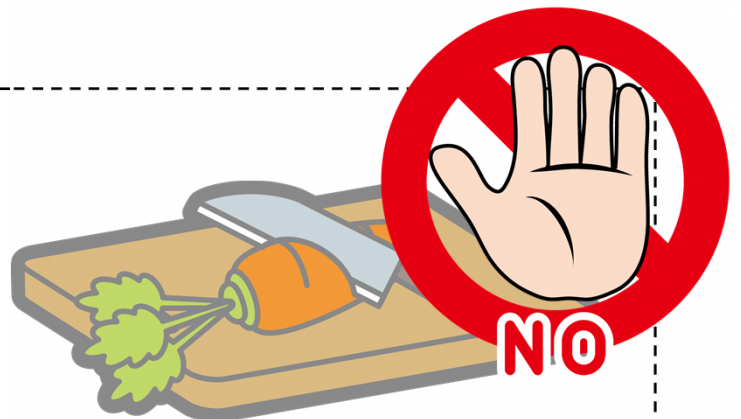


- 内壁及び天井
- 給水タンク(18L以上の使用に応じた十分な容量)
- 受け槽 ○手洗い消毒液 ○ペーパータオル
- 冷蔵設備(冷蔵庫またはクーラーボックス)
- 調理器具及び機械(焼き台、フライヤー、ガス等)
- 容器等の保管場所ゴミ箱(蓋付き容器)

食品の取扱いについて

- 原材料は、新鮮なものを使用すること。
 - 原材料の下処理の場所については、法第55条第1項の営業の許可を受けている施設又は法第54条の規定による営業施設の基準に準じた施設によること。
 - 営業を再開する場合、原則として許可申請時の構造設備に復元すること。
 - 食品は、営業施設（テント）において十分加熱を行い又、調理後はすみやかに提供（販売）すること。
 - 営業終了後残った原材料は、原則として使用しないこと。
- ※その他、取り扱う食品によって保健福祉事務所から指導させていただきます。

テント内では、調理器具の洗浄ができないため下処理は認められません！



テント内では加熱調理、盛り付けやつぎ分け等の最終調理工程のみ認められています。



下処理は許可施設やそれに準じた施設で行う必要があります。

4 出店までの流れ

仮設飲食店営業

① 事前相談

保健福祉事務所に図面とメニュー案を決めて事前相談してください



② 申請

オンライン又は書類で申請できます。証紙を購入ください。
佐賀県収入証紙は各保健福祉事務所で購入が可能です。



③ 立入調査

保健福祉事務所に設備を持参してください。

(設備を準備できない場合は、イベント会場で立入調査をします。)



④ 営業開始

立入調査の結果、営業施設に問題がなければ許可が下ります。
その後、営業を開始できます。

臨時飲食店営業

① 事前相談

保健福祉事務所に図面とメニュー案を決めて事前相談してください。
営業場所を管轄する保健福祉事務所にご相談ください。



② 申請

申請は書類でのみ受付できます。証紙を購入ください。



③ 営業開始

必要に応じて立入検査を実施し、審査結果に問題がなければ許可が下ります。その後、営業を開始できます。

5 許可申請時に必要なもの

【提出が必要なもの】

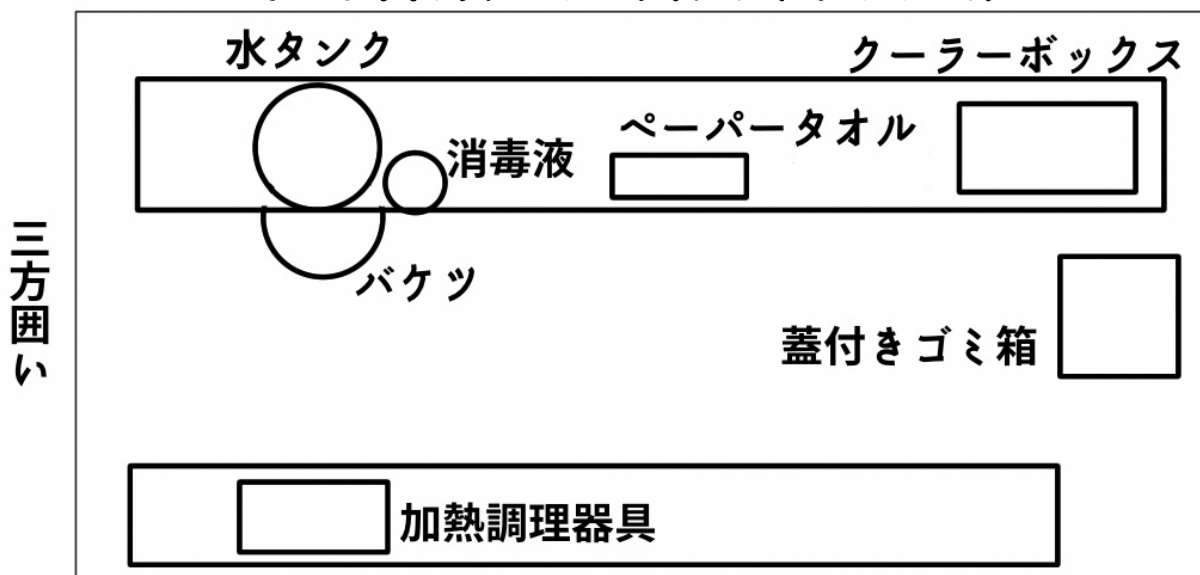
- 営業許可申請書
- 申請書の添付書類
- 申請手数料

※申請時に施設の立入検査を受ける方は、施設・設備も必要です

【営業開始までに提示するもの】

- 食品衛生責任者の資格を証明するもの
(または食品衛生責任者養成講習会の申し込みを確認できるもの)

添付書類の記載例(平面図)



6 Q&A

Q1 いつまでに相談が必要ですか？

A1 書類審査等に時間を要しますので、少なくとも営業開始2週間前までにご相談ください。

Q2 仮設飲食店営業の許可を取得した後、許可の有効期間内に2回目以降営業する場合、申請不要ですか？

A2 申請は不要ですが、営業開始届が必要です。出店場所を管轄する保健福祉事務所にメールやFAXによりご提出ください。

Q3 申請先はどこですか？

A3 営業をする場所を管轄する保健福祉事務所に申請してください。

7 問い合わせ先

佐賀中部 保健福祉 事務所	所在地	佐賀市八丁畷町1-20
	電話番号	0952-30-1906
	FAX番号	0952-33-4632
	メールアドレス	chuubuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp
	管轄エリア	佐賀市、多久市、小城市、神崎市、神埼郡吉野ヶ里町

鳥栖保健 福祉事務所	所在地	鳥栖市元町1234-1
	電話番号	0942-83-2162
	FAX番号	0942-84-1849
	メールアドレス	tosuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp
	管轄エリア	鳥栖市、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町

唐津保健 福祉事務所	所在地	唐津市大名小路3-1
	電話番号	0955-73-1131
	FAX番号	0955-75-0438
	メールアドレス	karatsuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp
	管轄エリア	唐津市、東松浦郡玄海町

7-2 問い合わせ先

伊万里保健福祉事務所	所在地	伊万里市新天町122-4
	電話番号	0955-23-2103
	FAX番号	0955-22-3853
	メールアドレス	imarihokenfukushi@pref.saga.lg.jp
	管轄エリア	伊万里市、西松浦郡有田町

杵藤保健福祉事務所	所在地	武雄市武雄町昭和265
	電話番号	0954-23-3501
	FAX番号	0954-22-4573
	メールアドレス	kitouhokenfukushi@pref.saga.lg.jp
	管轄エリア	武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町